

施設常任委員会 資料



くらし 支えるパートナー

大津市企業局

令和8年度

目 次

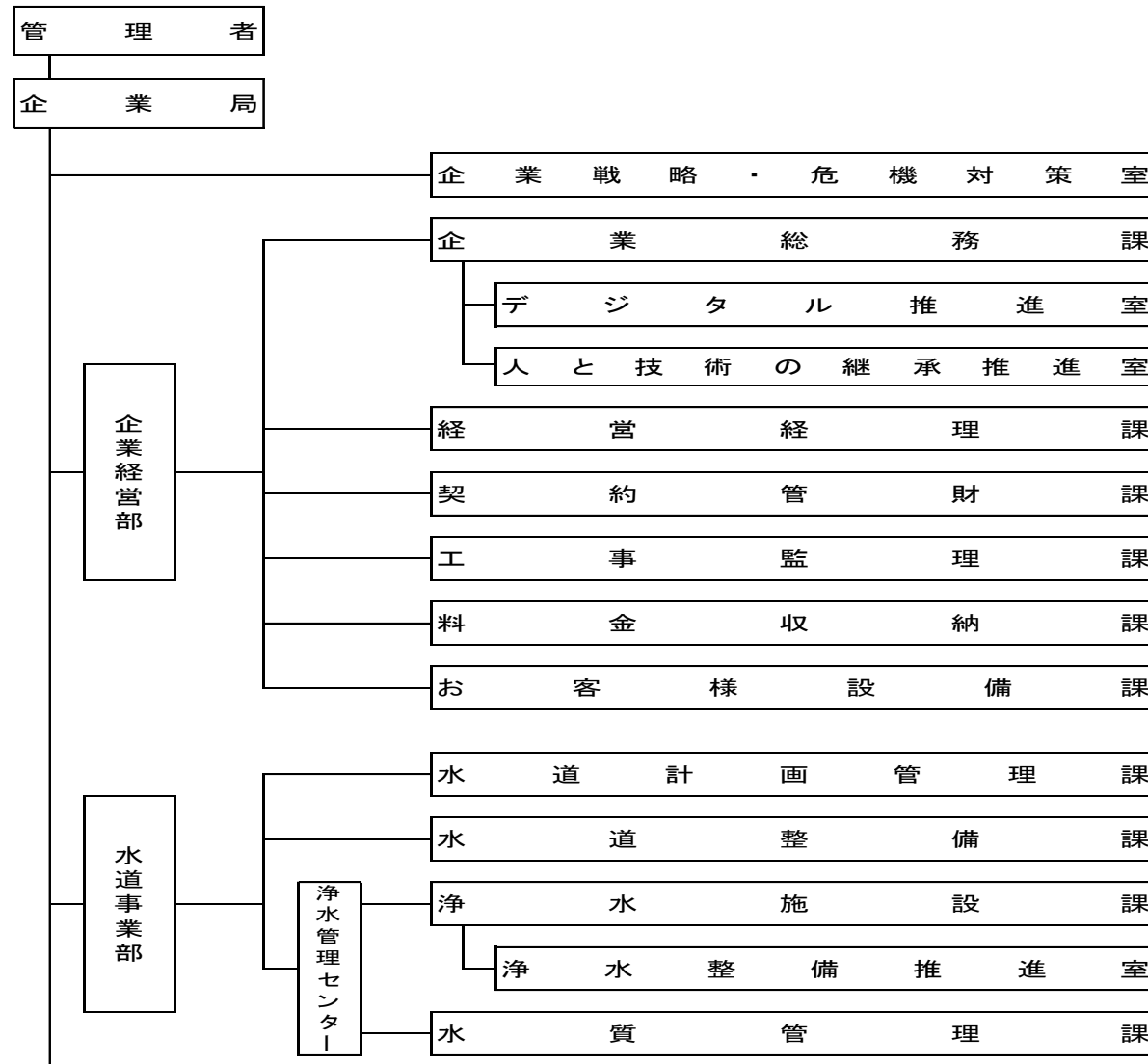
1	機構図	4
2	総括(水道、下水道、ガス)	6
3	課の事務の概要	
	企業戦略・危機対策室	11
	企業総務課	15
	デジタル推進室	19
	人と技術の継承推進室	23
	経営経理課	26
	契約管財課	31
	工事監理課	35
	料金収納課	38
	お客様設備課	43
	水道計画管理課	47
	水道整備課	54
	浄水施設課	66
	浄水整備推進室	73

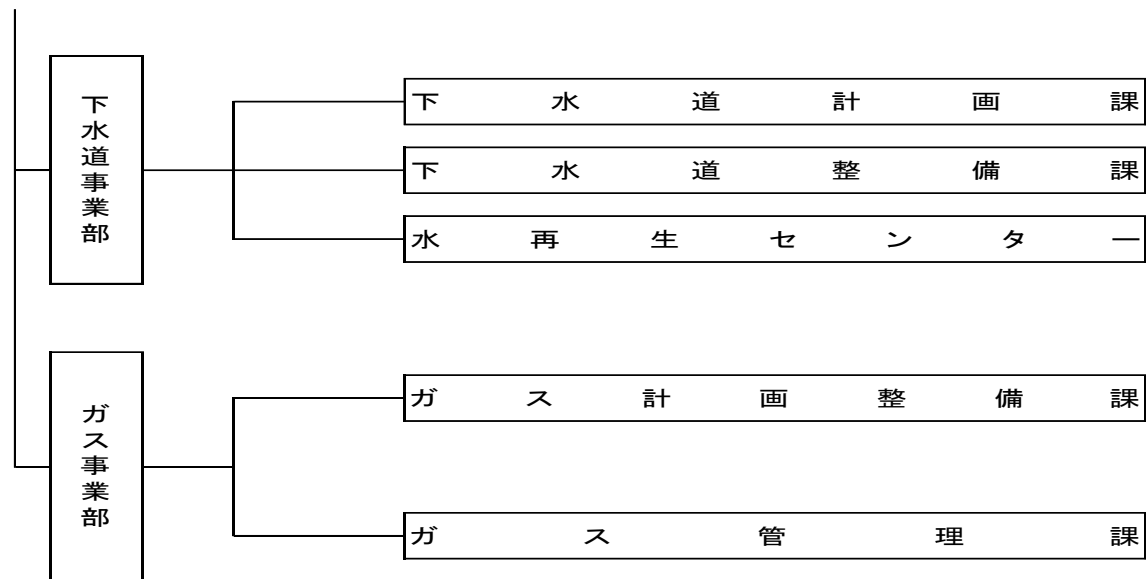
水質管理課	7 7
下水道計画課	8 2
下水道整備課	8 8
水再生センター	9 5
ガス計画整備課	9 9
ガス管理課	1 0 4

4 参考資料

令和7年度水道、下水道、ガス事業実績 . . .	1 1 0
主要施設一覧	1 1 4

1 機構図 (令和8年4月1日現在)





※今年度の機構改革はなし

2 総括（水道、下水道、ガス）

企業局が担う水道、下水道、ガス事業については、市民生活や社会経済活動に欠かすことのできない重要なインフラであるとともに、災害等の緊急時においても市民の生命と財産を守るライフラインであることから、全国で頻発する老朽化に伴う事故や南海トラフ地震の切迫性の高まりを踏まえ、早急な施設の改築・更新と災害対応力強化により、常に安全、安心で安定した供給と水処理を果たさなければならない。

一方で、経営環境については、人口減少や節水型社会の進展、オール電化の普及に伴う水・エネルギー需要の減少、地政学リスクや物価高騰による経費の増嵩等により一段と厳しさを増しており、更なる事業運営の効率化やDX、GXの推進等が求められている。

このような事業を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、安全で安定した施設運営と持続可能な事業経営を目指すため、令和7年度から令和18年度までの12年間を計画期間とした「湖都大津・新水道ビジョン（重点実行計画・中長期経営計画（経営戦略）」、「大津市下水道事業中長期経営計画（経営戦略）」並びに「大津市ガス事業中長期経営計画（経営戦略）」をより実効性の高いものに改定した。

この経営戦略で掲げる施策目標の達成に向けて、同計画に基づく施設整備や維持管理、人材戦略やDXなどを推進し、企業局が一丸となり「夢があふれるまち大津」の実現に向け、安全かつ強靱そして持続可能な経営基盤を構築していく。

(1) 水道事業

本市の水道事業は、昭和5年に給水を開始して以来、順次拡張事業を行い、現在、普及率は99.97%（給水区域内）で、年間有収水量は3,714万 m^3 である（令和7年度末実績）。

給水区域内人口の減少と水需要が減少していくというこれまで経験したことのない事業環境の中で、老朽化していく水道施設の維持管理や高まる更新需要への対応、水道を担う人材の確保や技術の継承、他水道事業者との連携促進や広域化への取組等、様々な課題に直面している。

このため、「湖都大津・新水道ビジョン」で掲げる目指す将来像である「お客様との信頼を未来につなぐ湖都大津の水道」の実現に向け、基本方針に沿って次のとおり課題の解決に取り組んでいく。

基本方針Ⅰ「安全で安心な湖都大津の水道」を実現するため、浄水管理センターの総合監視体制により、水安全計画に基づく適切な浄水処理、管路における水質管理、給水装置における良好な水質の確保に向けた取組を強化する。

基本方針Ⅱ「強靱な湖都大津の水道」を実現するため、将来の水需要の減少を見据え、水道施設の再構築を進めながら計画的な更新を行い、水道システム全体の効率化と高度化を図るとともに、自然災害による被害を最小限にとどめ、被災した場合にあっても、迅速に復旧できるよう、大規模地震を想定した水道施設の耐震化を計画的に進め、災害時の危機管理体制の強化を図る。

基本方針Ⅲ「健全で持続可能な湖都大津の水道」を実現するため、業務の効率化に取り組むとともに、人材を確保し、技術の継承を図り、持続的な事業運営に努める。

（２）下水道事業

本市の下水道事業は、昭和36年度から着手し、以後積極的に管渠整備に取り組んだ結果、湖西、大津、藤尾、湖南中部の4つの処理区を持ち、整備済面積は5,818ha、普及率は98.6%で全国や滋賀県の平均を大きく上回る整備状況となっている（令和7年度末実績）。

下水道の役割は、「身近な生活環境の向上」「浸水への備え」「びわ湖を始めとする水環境の保全」に加えて、「激甚化する自然災害」及び「地球温暖化を始めとする自然環境の変化」への対応など、多様化している。

このような状況の中、「大津市下水道事業中長期経営計画（経営戦略）」で掲げる目指す将来像である「お客様の暮らしを支え守り続ける大津の下水道」の実現に向け、基本方針に沿って次のとおり事業を推進していく。

基本方針Ⅰ「安全、安心で安定した大津の下水道」を実現するため、処理場や管渠の改築・更新を計画的に実施し、あわせて、大規模地震の発生時において機能が確保できるよう下水道施設の地震対策を進めるが、

他都市で発生した下水道管渠の損壊による大規模な道路陥没事故を受け、損傷の発生リスクや社会的影響に応じた管渠点検の高頻度化や高度化、維持管理状況の公表義務化、道路地下空間の安全性確保など、戦略的なマネジメントが求められている。また、びわ湖の良好な水環境を守るため、下水道の未整備地域において、合併処理浄化槽との適切な役割分担のもと計画的・効率的な管路の整備に努めるとともに、終末処理場での下水処理の高度処理化に取り組む。

基本方針Ⅱ「まちの浸水から暮らしを守る大津の下水道」を実現するため、近年の局地的な集中豪雨による浸水被害からお客様の尊い生命と財産を守るハード・ソフト両面の浸水対策に取り組む。

基本方針Ⅲ「健全で持続可能な大津の下水道」を実現するため、業務の効率化に取り組むとともに、人材を確保し、技術の継承を図り、持続的な事業運営に努める。

（３）ガス事業

本市のガス事業は、昭和１２年に供給を開始して以来、計画的に拡張事業を行い、現在、使用率は６８．２％（供給区域内）で年間１億３，１６７万 m^3 （４５ＭＪ換算）のガスを供給している（令和７年度末実績）。

また、平成３１年から大津市ガス特定運営事業等を実施し、一般ガス導管事業者として、ガス導管、ガス供給施設の整備や託送管理等を担っているが、今後、本市のガス事業は、供給区域内人口減少や省エネ機器

の普及等により、ガス需要の減少など厳しい事業環境下で、ガス施設の維持管理や計画的なガス導管の更新、需要家保安、大規模災害への対策などに取り組む必要がある。

このような状況の中、「大津市ガス事業中長期経営計画（経営戦略）」で掲げる目指す将来像である「お客様に快適な暮らしを届ける大津のガス」の実現に向け、基本方針に沿って次のとおり事業を推進していく。

基本方針Ⅰ「安全、安心で安定した大津のガス」を実現するため、腐食や経年劣化等によるガス漏れを防止し、また、地震などの災害時にも安心してガスを使用していただけるよう、今後もガス導管の更新や施設の耐震化を進めるとともに、安全点検を実施し、事故の未然防止に努める。

基本方針Ⅱ「健全で持続可能な大津のガス」を実現するため、適正な料金の水準を維持しつつ、都市ガスの普及を図り、業務の効率化に取り組むとともに、人材を確保し、技術の継承を図り、持続的な事業運営に努める。

3 課の事務の概要

企業戦略・危機対策室

I 室の事務概要

- ① 局の事業の経営戦略、局の経営課題への対応に関する事。
- ② 局の事業の経営に係る調査及び研究に関する事。
- ③ 料金及び使用料の調査、検討及び設定に関する事。
- ④ 運営権者との契約、調整等に関する事。
- ⑤ 大津市ガス特定運営事業等検証委員会に関する事。
- ⑥ 局の事業の広報に係る戦略及び活動に関する事。
- ⑦ 災害等危機事案に係る対策に関する事。
- ⑧ 災害等危機事案に係る関係機関等との連絡調整に関する事。
- ⑨ 企業局災害対策本部及び企業局事故対策本部に関する事。
- ⑩ 室の一般庶務に関する事。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業等でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 災害時の応急給水等に係る受援体制の整備

南海トラフ地震のように広域で甚大な被害が発生する災害に備え、受援計画の改訂と受援シートの作成を進める。また、本市の地理に不慣れな応援職員が、オンライン地図やアプリを使用できない状況でも応急給水活動に支障がないよう、避難所や給水可能施設の位置を示す応急給水受援マップと、給水ポイントへの乗り入れ方法等を記載した応急給水カルテの整備に取り組む。加えて、災害時に協力いただく協定先と協定内容や連絡先を再確認し、応急給水訓練等を実施する。

2 大津市ガス特定運営事業等のモニタリングについて

大津市ガス特定運営事業等（事業期間：令和元年度から令和20年度まで）の管理者として、運営権者が実施するサービス水準のモニタリングを実施している。

令和7年度のモニタリング結果については、7月に開催予定の大津市ガス特定運営事業等検証委員会で評価及び検証を実施し、8月に結果を公表する予定である。

3 企業会計システム共同化協議会の運営

令和11年度の県内企業会計システム単一化を見据え、実務部会を年4回程度開催し、システム仕様の単一化の検討と、事務処理の標準化に関する調整を継続する。

また、企業会計システム単一化に向け、協議会への参加啓発及び情報発信を継続して実施する。

さらに、昨年度に新規加入した2事業体のシステムベンダー選定に係る事務について、本市が当協議会事務局として執り行う。

なお、本取組は、全国の先進事例として様々な媒体で取り上げられており、多くの自治体等から講演等の派遣要請がある。全国からの注目度が高まることで、県内でのシステム共同化に向けた一層の機運の醸成に繋がることから、講演等の派遣要請には積極的に応じる。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続を執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 水道事業の経営状況と計画的な料金改定の検討について

水道事業では、水道施設の規模適正化や省エネルギー化などの経費削減、保有資産・資金の有効活用といった収益向上策を講じるなど、効率的な事業運営に努めているところであるが、現時点においては、「湖都大津・新水道ビジョン中長期経営計画」で示しているとおり、安全、安心な水道事業の運営を継続していくためには、現行の料金水準では、令和15年度以降に赤字に陥るなど、非常に厳しい経営見通しとなっている。

水道料金については、今後、収支見通しを精査した上で、お客様の急激な負担増とならないように、赤字が発生する前から段階的に改定を実施させていただくことも視野に入れながら、検討を進めていく。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

該当なし

企業総務課

I 課の事務概要

総務グループ

- ① 企業局管理規程等の制定及び改廃に関すること。
- ② 公印の保管に関すること。
- ③ 局、課及びデジタル推進室の一般庶務に関すること。
- ④ 水道、下水道及びガス事業の計画に係る総合調整に関すること。
- ⑤ 日本水道協会滋賀県支部に関すること。

人事グループ

- ① 職員の人事、給与及び労務に関すること。
- ② 職員の衛生、安全管理及び福利厚生に関すること。
- ③ 労働組合に関すること。
- ④ 局職員の研修計画及び実施に関すること。
- ⑤ 研修センターの維持管理に関すること。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 例規の整備及び法的課題の処理について

企業局所管の条例、管理規程等について、市長部局の例規との整合を図りつつ、制定、改廃等を行うとともに、局内所属の作成する告示、公告、要綱、契約書等の各種文書に関する審査を行う。

また、事業運営上で生じる法的な問題を含む諸課題について、法的な論点整理や、必要に応じて顧問弁護士に相談するなど、関係所属と協力しながらその解決にあたる。

2 コンプライアンスの推進について

全庁的な取組に加え、企業局独自の組織横断的な「大津市企業局不祥事再発防止対策検討会議」の取組を活用して、職員一人ひとりの意識改革を推し進め、コンプライアンスの徹底を図るとともに、企業局職員のメンタル不調の未然防止やハラスメントへの早期対応により、働きやすい職場づくりを実施する。

3 日本水道協会滋賀県支部の事業について

公益財団法人日本水道協会は、水道の普及とその健全な発達を図る諸事業を行うことで公衆衛生の増進に寄与することを目的として活動しており、全国の水道事業体が加盟している。当課は同協会の滋賀県支部の事務局を担っており、同協会が行う被災地への応援派遣についての連絡調整等を行う。

4 人事、給与関係事務について

企業局職員の給与支払事務及び職員の任免に関する事務を行うほか、効率的な組織体制とするため、適正な人員配置を計画する。

5 企業局内研修の実施について

水道、下水道及びガス事業の業務に必要な専門的知識や技術を習得させるとともに、企業局職員の資質向上を図るため、「大津市企業局職員研修計画」に基づき研修を実施し、安全で安定したライフライン事業を担う人材を育成していく。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続を執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

デジタル推進室

I 室の事務概要

- ① デジタル化の推進及び情報システムの運営及び管理に関すること。
- ② デジタル・ガバメント委員会に関すること。
- ③ 情報セキュリティ対策に関すること。
- ④ O A 機器の管理及び導入に関すること。

II 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの 該当なし

III 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 デジタル化の推進について

令和6年4月に改定した「大津市企業局デジタルトランスフォーメーション戦略」（以下、企業局DX戦略と呼ぶ）に基づき、政策調整部DX推進室が令和6年3月に改定した大津市DX戦略と調和を図りながら、スマート自治体の実現に向け、全ての行政分野にICTを徹底的に利活用しつつ、これまでと変わ

らず10年、20年後も「お客様から信頼され、お客様のくらし支えるパートナー」であり続けるため、デジタル化を推進する。

2 デジタル人材の育成について

行政手続きのオンライン化や情報システムの標準化・共通化など、自治体におけるDXの取組を効率的かつ効果的に実行していくためには、全庁的、組織横断的な推進体制が不可欠である。また、DXの推進には、職員一人一人が主体的かつ主導的に取り組んでいくことが必要なことから、昨年度も実施した企業局DX戦略を深める新任研修やアプリ作成ツールの研修を予定している。その他、新規技術や情報収集のためDX関連イベントや展示会へ参加する他、市長部局と連携しながら、中長期的な視点で人材育成に取り組んでいく。

3 情報セキュリティ対策について

企業局の各システムは、お客様情報、施設情報、経理情報等極めて重要な情報を取り扱っている。

「大津市企業局情報セキュリティポリシー」に基づき、個人情報・機密情報をはじめとする情報資産を外部からの侵入や情報漏えい等のあらゆる脅威から保護することに努めている。

今後も、定期的な情報セキュリティに関する注意喚起通知を行うとともに、市長部局と合同で情報セキュリティ研修を実施し、職員の意識向上に努めていく。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画
該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 企業局DX戦略の効果的な取組の推進と費用対効果の検証について

多様化するお客様ニーズにスピード感をもって対応し、社会の変化に対応するためには、日々進歩するデジタル技術や近年発展著しい生成AI等を適正かつ有効に活用し、組織全体の推進力を強化していく必要がある。

このために、企業局DX戦略に掲げる取組を効果的に推進するための体制や各事業の費用対効果の検証を行いながらデジタル化を推進していく。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの
特になし

人と技術の継承推進室

I 室の事務概要

- ① 技術職の人材確保に係る取組に関すること。
- ② 人材の定着に係る取組に関すること。
- ③ 技術継承の取組に関すること。

II 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの 該当なし

III 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 近隣大学との官学連携による本市の採用PR活動について

人材確保の機会として、学生に対し本市事業への関心を高め、採用に繋げるための取組を行う。

(1) 浄水場・処理場の見学会の開催

土木系学部を有している近隣大学の学生に対し、浄水管理センターと水再生センターへの見学会を開催する。

学生にとっては、座学で学んだことを現場でも学ぶ機会を得るだけでなく、学生が公共事業に関心を持つ機会となり、本市職員の採用にもつながる。

(2) 大学の講義等への職員の参画

大学の講義に本市職員が登壇し、本市の事業を説明、PR活動を行うことで公共事業への関心を高める。

2 技術継承及びOJT効率化のための取組について

水道、下水道、ガスの事業ごとに作成した土木職員向けのスキルマップを作成したことから、今年度より、その運用を開始する。職場の技術を継承するため職員の習熟度を可視化し、OJTの効率化に役立てるとともに、職員の技術習得のモチベーション向上に繋げていく。また、土木職に続き、電気職、機械職、化学職についてのスキルマップの整備を進めていく。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 技術職員の確保に向けた取組について

全国的に官民を問わず人材の確保が困難となる中、安全で安定したライフライン事業を継続していくためには、技術継承の新たな担い手となる人材の確保が大きな課題である。このことから、人事課をはじめとした庁内関係課と学生等の就職ニーズや雇用情勢等の情報を共有しつつ、市全体で取組を進めていく。

また、近隣の大学や高校を直接訪問しての採用案内活動の実施や施設見学会の開催のほか、インターンシップの受入など、今後も引き続き人材確保に向けた取組を進めていく。

2 技術継承のための取組について

技術継承のためのOJTの効率化と職員のスキル習得のモチベーション向上につなげるため整備した土木職のスキルマップについては、運用開始となる今年度の取組結果を踏まえ、スキル項目等の見直しを行う等、次年度に向けたアップデートを図っていく。また、今年度には、土木職以外の電気職、化学職、機械職の新たにスキルマップを整備していく。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

経営経理課

I 課の事務概要

出納グループ

- ① 収入及び支出処理に関すること。
- ② 収入及び支出等書類の審査に関すること。(決算整理に関するものを除く。)
- ③ 資金計画に関すること。
- ④ 現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- ⑤ 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- ⑥ 公印の保管に関すること。
- ⑦ 課の一般庶務に関すること。
- ⑧ 資金の運用に関すること。

経理グループ

- ① 予算編成及び執行管理に関すること。
- ② 決算に関すること。
- ③ 財政計画の策定及び長期収支見通しに関すること。

- ④ 企業債の借入と償還に関する事。
- ⑤ 財務諸表の作成及び業務状況の公表に関する事。
- ⑥ 料金、使用料改定のうち原価計算に関する事。
- ⑦ 固定資産台帳の管理に関する事。
- ⑧ 諸統計に関する事。
- ⑨ 振替伝票（決算整理に関するものに限る。）の審査に関する事。
- ⑩ 企業会計システムの運営、管理及び調達に関する事。
- ⑪ 資金の調達、運用に関する事。
- ⑫ 託送供給収支計算書の作成・公表に関する事。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 経理事務について

中長期経営計画（経営戦略）に基づき、長期収支見通しの作成や予算編成を行い、経営目標を達成することにより、経営の健全化に取り組む。

また、予算の執行管理を適正に行うとともに、正確な決算の調製に努める。

2 出納事務について

確実に適正、迅速な出納処理に努めるとともに、引き続き事務の効率化を図っていく。

3 資金管理に関する取組について

定期預金による資金運用については、安全性に配慮しつつ、より効率的な運用に努める。

ガス事業会計の債券運用については、定時償還債から償還される元本を活用して4億円の満期一括償還債の購入を行い、定期預金より高い利息収入の確保に努める。

また、昨年度策定したガス事業会計が保有する資金の有効活用策を実施するために、6月通常会議の施設常任委員会で改めて、取組の内容や進め方を報告した後、9月通常会議に基金条例の設置に関する議案を提出する予定である。

4 広域連携の取組について

企業戦略・危機対策室と連携し、令和11年度の県内会計システム単一化を見据え、システム仕様の単一化の検討と、事務処理の標準化に関する調整を継続する。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 適切な予算執行管理と事業運営に必要な財源の確保について

3事業会計ともに、料金収入等の事業収入は減少傾向にある一方で、今般の物価高騰の影響などにより、修繕費や電力費、光熱水費など維持管理経費だけでなく、人件費や建設改良費などの経費も増大していることから、経営環境は非常に厳しい状況となっており、純利益についても減少していくものと見込んでいる。

このことから、経営環境の変化に対しては、真に必要な経費を見極めて、適切に予算査定を行うとともに、例年にも増して計画的かつ効率的な予算執行管理に注力することに加え、国庫補助金などの財源の確

保に取り組む。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

契約管財課

I 課の事務概要

契約グループ

- ① 企業局入札監視委員会に関すること。
- ② 建設工事等の入札及び契約に関すること。
- ③ 建設工事等に係る業者の入札参加資格確認に関すること。
- ④ 企業局建設工事等契約審査委員会に関すること。
- ⑤ 物品の購入等の入札及び契約並びに出納保管に関すること。
- ⑥ 企業局委託業務等契約審査委員会に関すること。
- ⑦ 不用物品の処分（貯蔵品）に関すること。
- ⑧ 公印の保管に関すること。
- ⑨ 課の一般庶務に関すること。

管財グループ

- ① 局の財産の管理、登記及び処分の総括に関すること。
- ② 物品の購入等（車両及び備品）の入札及び契約並びに出納保管に関すること。

- ③ 不用物品の処分（車両及び備品）に関すること。
- ④ 局が所管する市有自動車に係る事故防止及び事故処理に関すること。
- ⑤ 局が所管する市有自動車の点検整備に関すること。
- ⑥ 市有物件災害共済に関すること。
- ⑦ 自動車損害賠償責任保険に関すること。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 契約管理事務の執行について

企業局が発注する工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、契約審査委員会、入札監視委員会を設け、その公共性の観点から透明性、競争性、公平性の確保に努めている。

役務に係る委託業務についても、契約審査委員会を設け、発注方法及び業者選定の適正性の確保に努め

ており、入札結果や随意契約の理由を企業局ホームページ上で公表し、透明性を確保している。

また、工事発注において、予算の「債務負担行為」を積極的に活用し発注時期を平準化することにより、年度末の工事量の偏りを解消し、年間を通じた工事量の安定化を図っている。

なお、工事等の発注に伴う入札制度については、予定価格及び最低制限価格の事後公表を継続しており、適正で効率的な入札・契約事務を実施している。

2 財産の管理及び処分について

企業局内の行政財産を除く土地建物等の財産について、活用が見込めない未利用土地は、財産有効活用基本方針に基づき、売却処分による収益の確保を図る。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

VI その他、特に報告すべきと思われるもの
特になし

工事監理課

I 課の事務概要

工事検査グループ

- ① 請負工事、給配水施設承認工事の検査に関すること。
- ② 請負工事、給配水施設承認工事の検査に伴う技術指導に関すること。

技術監理グループ

- ① 水道、下水道及びガス施設情報の管理及び運営に関すること。
- ② 企業局技術委員会及び各種部会に関すること。
- ③ 水道、下水道及びガス器材の承認並びに工法及び技術基準に関すること。
- ④ C A D積算システムの運用・保守に関すること。

II 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

該当なし

Ⅳ 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

Ⅴ 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 滋賀県工事管理情報システムの利用促進について（課題）

令和7年度に企業局工事関係書類作成マニュアル（案）を試行運用し、滋賀県工事管理情報システムの利用促進を図ったが、企業局発注（特に水道、ガス）の工事は、滋賀県発注の工事と比較して小規模な工事が多く、工期も短いため、システム登録自体に消極的な受注者が多く、利用促進は限定的であった。

また、試行運用の結果、本マニュアルと企業局工事一般仕様書との差異も確認されたため、各事業課からのアンケート結果を基に問題点を確認し、本マニュアルのブラッシュアップを行うと共に、本システム利用による書類のスリム化を促進する。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの
特になし

料金収納課

I 課の事務概要

管理グループ

- ① 水道、ガス料金及び下水道使用料の賦課調定に関する事。
- ② 水道、ガス料金及び下水道使用料その他の収納金の収納及び精算に関する事。
- ③ 納入通知書に関する事。
- ④ 「お客様センター業務」の運営管理（管理グループ所管業務）に関する事。
- ⑤ 「お客様センター業務」の更新手続きに関する事。
- ⑥ ガス料金收受等代行業務委託契約のうち、管理グループ所管業務に関する事。
- ⑦ ガス料金收受等代行業務委託の会計処理に関する事。
- ⑧ 企業局DX戦略に関する事。
- ⑨ 課の一般庶務に関する事。

収納グループ

- ① 水道、ガス料金及び下水道使用料の督促に関する事。
- ② 水道の給水及びガスの供給停止並びに当該停止処分の取り消しに関する事。

- ③ 水道、ガス料金及び下水道使用料の債権管理及び不納欠損処分に関する事。
- ④ 「お客様センター業務」の運営管理（収納グループ所管業務）に関する事。
- ⑤ ガス料金收受等代行業務委託契約のうち、収納グループ所管業務に関する事。
- ⑥ 滞納情報（警察照会を含む。）等の照会回答に関する事。
- ⑦ 下水道賦課漏れに係る収納管理に関する事。

計量検針グループ

- ① 検定満期メーターの取替に関する事。
- ② 開閉栓業務及び下水道の一時休止に関する事。
- ③ 下水道使用量の認定に係る請求に関する事。
- ④ 漏水認定に関する事。
- ⑤ 貯蔵品の購入、たな卸経理及び管理に関する事。
- ⑥ ガス事業の託送供給に関する事。
- ⑦ ガス導管業務（最終保障、スイッチング業務等）に関する事。
- ⑧ 託送使用申込及び使用量の請求（負荷計測器の管理）に関する事。

⑨ 「お客様センター業務」の運営管理（計量検針グループ所管業務）に関すること。

⑩ 水道スマートメーターの実証実験に関すること。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 企業局お客様センターの運営について

水道、ガスの開閉栓の受付から、検針、料金収納、滞納整理に至るまでの一連の業務並びに上下水道、ガスの審査業務について迅速かつ安定的に対応できるよう、お客様センターを設置している。運営については包括委託を実施しており、モニタリング実施により更なるお客様満足度の向上とサービス拡充に努める。

受託者 ヴェオリア・ジェネッツ株式会社

業務期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5か年）

2 水道及びガスメーターの管理、交換等について

検定満期によるメーターの取替えについては、計量法（水道8年、ガス10年）に基づき適切に交換業務を行っている。交換対象を原則検定満期の1年前に設定し順次交換を進めているが、お客様の事情等により交換保留となった事案については、早期対応に努め、期限内に交換する。

なお、今年度は、水道 23,300台、ガス 12,600台の交換を予定している。

3 企業局DX戦略の推進について

お客様サービスの向上を目的に令和4年4月から開始した、WEB上で使用量や料金等を照会できるサービス「未るみる」は、令和7年度には導入開始からの登録者数が延べ1万3千件を超えた。今年度も独自のキャンペーンを展開するなど、引き続き登録者の増加促進に努める。

また、水道・ガスメーターの管理、交換及び開閉栓業務において、事務作業のDX化による作業効率化、委託経費削減を目的として令和9年度にタブレットを導入することとしており、本年度は導入に係るシステム構築及び機器類のテストを行う。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

国の重点支援地方交付金を活用し、生活支援対策として実施している水道基本料金の減免については、生活用として使用している13mm及び20mmの使用者約14万件の基本料金2か月分（令和8年3月検針分は3月及び4月請求分、令和8年4月検針分は4月及び5月請求分）を減免した。

お客様設備課

I 課の事務概要

開発調整グループ

- ① 開発事業等に伴う水道、ガスの供給及び下水道施設の設置申請に係る調査、回答及び関係課との調整に関する事。
- ② 給水申請に係る配水管の施設受納に関する事。

業務グループ

- ① 指定給水装置工事事業者、下水道排水設備指定工事店及び指定ガス工事店に関する事。
- ② 給水管、下水道取付管、ガス供給管に関する道路、河川等の占有掘削等に係る協議、立会及び申請に関する事。
- ③ 下水道水洗化普及促進に関する事。
- ④ 下水道使用料賦課漏れに係る調査及び収納交渉に関する事。
- ⑤ 課の一般庶務に関する事。

装置グループ

- ① 給水装置及びガス供給装置工事の受付、審査及び精算に関する事。

- ② 下水道排水設備工事の受付、審査に関すること。
- ③ 給水装置申込みに伴う鉛製給水管対策に関すること。
- ④ 公共汚水ますの設置に関すること。
- ⑤ 上下水道・ガス審査窓口業務の委託に関すること。
- ⑥ 給水管、下水道取付管、ガス供給管に関する道路、河川等の占用掘削工事に伴う舗装復旧工事に関すること。
- ⑦ 水洗便所等の改良助成に関すること。
- ⑧ 自家用污水ポンプ施設設置等補助に関すること。

検査グループ

- ① 給水装置、排水設備及びガス供給装置工事の検査に関すること。
- ② 指定工事店への技術指導に関すること。
- ③ 給水管、下水道取付管、ガス供給管に関する道路、河川等の占用掘削工事に伴う舗装復旧工事に関すること。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 大津市企業局お客様センター業務委託（第6期）について

現在ヴェオリア・ジェネッツ関西支店と業務契約を締結している「大津市企業局お客様センター業務委託（第5期）」の契約期間が令和9年3月31日をもって終了となる。そのため、料金収納課と連携し、令和8年度に第6期の当該業務委託業者を公募型プロポーザル方式で決定し、令和9年度からの委託業務の開始に向け、契約締結日から業務委託開始日までの準備期間に委託業者と十分に協議・調整を行う必要がある。

Ⅳ 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画
該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの
特になし

VI その他、特に報告すべきと思われるもの
特になし

水道計画管理課

I 課の事務概要

計画調整グループ

- ① 水道事業に係る総合企画及び総合調整に関すること。
- ② 水道施設に関する企画、調査及び統計に関すること。
- ③ 水道事業計画の策定、計画策定等に係る調整会議の運営に関すること。
- ④ 水道事業の認可及び水利権に関すること。
- ⑤ 水道事業における広域化の推進に関すること。
- ⑥ 水道事業に係る交付金、国庫補助等の総合調整に関すること。
- ⑦ 維持管理及び事業計画に係る水運用変更、水道管洗浄作業（主に全体計画の策定、事務的補助等）に関すること。
- ⑧ 導送配水施設（加圧施設、配水池等を除く。）に係る用地取得に関すること。
- ⑨ 水道に係る事故等の対応（主に関係部署との連絡調整、復旧計画策定等）に関すること。
- ⑩ 課の一般庶務に関すること。

維持グループ

- ① 導送配水管の漏水防止計画の策定及び実施（修繕工事を除く。）に関すること。
- ② 導送配水施設（加圧施設、配水池等を除く。）の管理計画の策定及び実施に関すること。
- ③ 大津市ガス特定運営事業等における附帯業務（水道施設の点検、水道の緊急保安、修繕業務等）の管理、調整に関すること。
- ④ 維持管理及び事業計画に係る水運用変更、水道管洗浄作業（主に実施計画の策定、調査、実施等）に関すること。
- ⑤ 水道修繕業務等に係る舗装本復旧に関すること。
- ⑥ 導送配水施設（加圧施設、配水池等を除く。）に係る用地管理に関すること。
- ⑦ 導送配水管に係る占用許可の更新手続に関すること。
- ⑧ 水道の私有管等の受納処理に関すること。
- ⑨ 水道施設の災害対策に関すること。
- ⑩ 水道に係る事故等の対応（主に保安センターとの連携、一次対応等）に関すること。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
特になし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 湖都大津・新水道ビジョンの重点実行計画の推進について

令和6年度に改訂した「湖都大津・新水道ビジョン」に基づき、強靱で効率的な水道システムの再構築を進めるために、「重点実行計画」の各事業の適正かつ着実な実施を推進していく。

① 目標年次	令和18年度
② 事業期間	令和7年度～令和18年度
③ 計画給水人口	337,888人（令和18年度予測値）
④ 年間給水量	3,816万m ³ （令和18年度予測値）
⑤ 総事業費	637億1500万円

2 今年度の事業計画について

（1）送配水管の維持管理事業について

安全で安心な水の供給を継続するため、各種配水設備の総合点検を軸に調査点検を実施し、必要に応じて速やかに修繕等を実施する。

水管橋については、点検結果等を基に作成した水管橋維持管理計画により、計画的に補修工事等を実施して、事故防止と施設の延命化を図る。

さらに、管内面の汚れによる濁水、滞留水による水質低下を防止し、適切な水質を維持するため、定期的に洗浄作業を実施する。

(2) 配水ブロック化事業について

配水管理の効率化や災害や漏水等における復旧作業の迅速化を図るため、配水ブロックの構築に取り組んでいる。配水管の整備等、関係課との連携を図りながら、真野・堅田・雄琴・瀬田の各地区でブロック構築を順次実施していく。

(3) 漏水防止対策事業について

漏水調査は、有収率の向上と漏水に起因する道路陥没による事故の未然防止等を目的に実施している。調査は、昭和56年度から実施しており、昭和55年当時の有収率79.5%は、令和7年度末現在で

94. 8%となった。

令和8年度は、第10次漏水防止計画に基づき、漏水比率が高い鉛製給水管の戸別音聴調査及び、市内全域の硬質塩化ビニル管（VP管）の約半数に対する路面音聴調査並びに耐用年数を超過した配水管を対象とした管路音圧調査を実施する。

さらに、平成28年度から取り組んでいる漏水事故多発管路を対象とした「管路維持管理調査」により漏水の抑制や漏水発生区域を早期発見するなど、水道水の安定給水に努める。

委託調査	戸別音聴調査	9, 277戸
	路面音聴調査	168km ほか
直営調査	管路音圧監視システムを用いた調査	
	漏水事故多発管路（仰木の里（湖西道路びわ湖側）ほか）	

（4）企業局保安センターの運営管理について

大津市ガス特定運営事業等に係る附帯業務を実施する企業局保安センターの運営管理及び調整・連携を強化し、モニタリングにより水道の更なる保安向上と安定供給に努める。（月例報告会/毎月、四半期事業報告会4回/年、年度事業報告会1回/年）

(5) 大津市水道アセットマネジメントの改定について

本市では、水道事業における資産の長期的な更新需要の把握と、将来の収支見通しを明らかにすることを目的に、平成24年度に「大津市水道アセットマネジメント」を策定した。策定から10年以上が経過しており、本市水道事業を取りまく社会情勢の変化に対応するため、「大津市水道事業アセットマネジメント」の改定を行う。

(6) 滋賀県水道事業者における広域連携の推進について

令和4年度に策定された「滋賀県広域化推進プラン」で示された推進方針である「ゆるやかな広域連携」に基づき、引き続き県や近隣の水道事業者との連携体制を構築し、業務の共同化など、さらなる広域化を推進する。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 技術の習得について

安全、安心、安定で持続可能な水道施設の維持管理のため、職員の専門的技術を維持・習得が重要であり、引き続き、現場でのOJT実施により、職員のレベルアップを図っていく必要がある。

2 水道DXの取組について

大津市の有収率は漏水調査等によって94.8%と他都市に比べ高いが、今後、調査業務の人員不足や職員の高齢化なども鑑み、第10次漏水防止計画においては、水道DXを活用した漏水防止に取り組む。

複数の衛星から取得する地表面温度、気象データなどの漏水に影響を及ぼす環境データと、管路データを組み合わせAIで解析し、漏水可能性区域の判定を行う。これにより漏水調査エリアの絞り込みや、管路更新の優先度の選別などに活用していく。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

水道整備課

I 課の事務概要

建設グループ

- ① 水道事業計画に基づく導送配水施設（加圧施設、配水池等を除く。）の設計及び施工に関する事。
- ② 経年化導送配水本管の改良工事に係る設計及び施工に関する事。
- ③ 漏水、給水不良等に伴う改良工事に係る導送配水本管の設計及び施工に関する事。
- ④ 給水申請に伴う送配水管の設計及び施工に関する事。
- ⑤ 給水申請に伴う送配水管の自主施工監理に関する事。
- ⑥ 工事の施工に伴う水道管洗浄作業に関する事。
- ⑦ 維持管理及び事業計画に係る水運用変更、水道管洗浄作業（主に調査、実施等）に関する事。
- ⑧ 水道に係る事故等の対応（主に応急給水、復旧作業等）に関する事。
- ⑨ 課の一般庶務に関する事。

改良グループ

- ① 経年化配水支管の改良工事に係る設計及び施工に関する事。
- ② 漏水、給水不良等に伴う改良工事に係る配水支管の設計及び施工に関する事。

- ③ 局の水道事業以外の事業等に起因する導送配水管の移設、撤去工事に係る設計及び施工に関することと。
- ④ 鉛製給水管更新事業に係る設計及び施工に関すること。
- ⑤ 工事の施工に伴う水道管洗浄作業に関すること。
- ⑥ 維持管理及び事業計画に係る水運用変更、水道管洗浄作業（主に調査、実施等）に関すること。
- ⑦ 水道に係る事故等の対応（主に応急給水、復旧作業等）に関すること。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 志賀地区配水管整備事業（真野浄水場～八屋戸浄水場間）

八屋戸浄水場は、電気・機械設備の大規模な更新時期が迫っていることから同浄水場を廃止し、同所で加圧施設に用途変更する。このため、令和4年度から真野浄水場～八屋戸浄水場間で送配水管路を整備している。なお、八屋戸浄水場の廃止の予定は、令和14年度としている。

【全体事業概要】

事業期間 令和4年度から令和14年度まで

事業内容 八屋戸～真野浄水場間送配水管整備 L = 9, 200 m

① 令和7・8年度（債務負担行為）：小野ほか地先

送配水管布設 DIP ϕ 300 mm L = 685 m

② 令和7年度繰越工事：和邇今宿地先

送配水管布設 DIP ϕ 300 mm L = 426 m

③ 令和8・9年度（債務負担行為）工事：和邇今宿地先

送配水管布設 DIP ϕ 300 mm L = 20 m

水管橋設置 鋼管 ϕ 300 mm～ ϕ 550 mm L = 35 m

④ 令和8・9年度（債務負担行為）工事：小野地先

送配水管布設 DIP ϕ 400 mm L = 25 m

水管橋設置 鋼管 ϕ 400 mm L = 15 m

⑤ 令和8年度工事：和邇高城ほか地先

送配水管布設 DIP ϕ 300 mm L = 400 m

2 膳所平尾配水池系送配水管整備事業

国分・石山地区の安定給水を図るため、老朽化している国分加圧ポンプ場の廃止や国分・石山配水池系の相互融通機能の強化を目的に、膳所平尾配水池系の配水管φ300～400mm L=2,100mの整備を行う。

① 令和8・9年度（債務負担行為）工事：膳所上別保町ほか地先

送配水管布設 DIPφ400mm L=400m

3 瀬田公園配水池系配水管整備事業

中高層建物が比較的多いJR瀬田駅周辺地区において、10階建てまでは直結増圧で給水できるよう、水圧を高めるための配水ブロック幹線となる配水管の整備を進める。

① 令和8・9年度（債務負担行為）工事：大江七丁目ほか地先

配水管布設 DIPφ200mm L=185m

DIPφ150mm L=340m

4 老朽鑄鉄管布設替事業（基幹管路）

（1） 真野低区系配水管更新事業

真野低区配水池系の配水幹線 $\phi 900 \sim 1,000$ mmについては、昭和48年～55年に布設された経年化管路であることから、管路再構築計画に基づき、 $\phi 800$ mm L=4,050mを布設替えする。

【全体事業概要】

事業期間 令和4年度～令和14年度まで

事業内容 真野浄水場～御呂戸川付近 送配水管整備 L=4,050m

① 令和7・8年度（債務負担行為）工事：本堅田六丁目ほか地先

送配水管布設 DIP $\phi 800$ mm L=194m

鞆管推進工 HP $\phi 1000$ mm L=37m

② 令和7年度繰越工事：真野三丁目地先

送配水管布設 DIP $\phi 800$ mm L=80m

配水管布設 DIP $\phi 300$ mm L=230m

水管橋 SUS $\phi 300$ mm L=70m

(2) 真野浄水場導水管更新事業

真野浄水場の導水管φ800mmについては、昭和48年度に布設され、既に40年以上が経過している経年化管路であることから、管路再構築計画（基幹管路編）に基づき、φ800mm L=771mを布設替えする。

- ① 令和6・7年度（債務負担行為）繰越工事：真野六丁目ほか地先
導水管布設 DIP φ800mm L=728m

(3) 山上高区系配水管更新事業

山上高区系配水管の一部区間については、布設されてから既に40年以上が経過しており、管路再構築計画【基幹管路編】に基づく布設替え路線となっている。また、当該路線は重要給水施設である災害拠点病院（大津市民病院）への給水を確保するため、φ200～300mm L=1,500mを布設替えする。

- ① 令和8・9年度（債務負担行為）工事：逢坂二丁目ほか地先
配水管布設 DIP φ200～φ300mm L=1,500m

5 老朽鑄鉄管布設替事業（配水支管）

膨大な水道管路が更新時期を迎え、老朽化した水道管の漏水事故が発生していることから、管路再構築計画（配水支管編）に基づき、計画的な更新を行っていく。

① 令和7年度繰越工事：音羽台ほか地先

配水管布設替 DIP ϕ 400mm L = 43m

DIP ϕ 300mm L = 42m

PE ϕ 75mm L = 88m

PE ϕ 50mm L = 115m

② 令和7年度繰越工事：長等二丁目地先（国庫補助対象）

舗装復旧工事（修景舗装）

半たわみ A = 700m² ショットブラスト A = 1,400m²

③ 令和7年度繰越工事：長等二丁目地先

配水管布設替 DIP ϕ 150mm L = 85m

④ 令和8・9年度（債務負担行為）工事：一里山一丁目ほか地先

配水管布設替 DIP ϕ 200mm L = 295m

水管橋布設替 SUS ϕ 200mm L = 15m

⑤ 令和8年度工事：長等二丁目地先

配水管布設替 DIP ϕ 150mm L = 75m

⑥ 令和8年度工事：浜大津二丁目ほか地先

配水管布設替 DIP ϕ 300mm L = 26m

⑦ 令和8・9年度（債務負担行為）工事：栗原地先

送水管布設替 DIP ϕ 150mm L = 430m

配水管布設替 DIP ϕ 150mm L = 700m

6 配水管改良事業

土壤腐食や老朽化による漏水事故履歴のある水道管の布設替工事を実施し、安定給水に努めている。

① 令和7年度繰越工事：大石淀一丁目ほか地先

配水管布設替 DIP ϕ 150mm L = 33m

PE ϕ 100mm L = 11m

PE ϕ 50mm L = 19m

水管橋布設替 SUS ϕ 150mm L = 20m

SUS ϕ 100mm L = 7m

② 令和8年度工事：和邇高城地先（ガス共同）

配水管布設替 DIP ϕ 150mm L = 396m

③ 令和8年度工事：大江五丁目地先

配水管布設替 PE ϕ 50mm L = 672m

7 鉛製給水管更新事業

鉛が溶出することによる健康被害への不安を解消するとともに、漏水による二次災害を防止するため、計画的な更新を行っていく。

① 令和8年度事業：若葉台地先

給水管布設替 48箇所

8 送配水管移設事業

道路や河川などの公共工事及び民間工事で支障となる水道管の移設工事を実施することにより、効率的

な安定給水を図っていく。

① 令和7年度繰越工事：坂本八丁目地先

道路工事に伴う配水管移設 PEφ75mm L=195m

PEφ50mm L=27m

② 令和7年度繰越工事：大物地先

下水道工事に伴う配水管本設 PEφ75mm L=256m

③ 令和8年度工事：今堅田三丁目地先

河川工事に伴う配水管本設 SUSφ200mm 一式

DIPφ150mm L=210m

④ 令和8年度工事：和邇北浜地先

下水道工事に伴う配水管仮設 PEφ75mm L=210m

PEφ50mm L=370m

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 水道工事におけるIoT技術（施工管理システム）の導入について

水道管路は、本市水道事業の総資産額の約7割を占めており、耐用年数を超過している管路をはじめ、今後、更新時期を迎える管路も多数あることから、管路の更新（耐震化）が急務となっているが、水道技術者の不足により、本来必要な技術継承や施工品質の維持が難しくなっている。これらの課題を改善するため、管路施工時における継手測定について、IoT技術を用いて「業務の効率化」や「適正な施工管理」、「工事の品質確保」を目指していく。

令和8年度は、第1四半期に入札参加業者向けに施工管理システムの説明会を行い、第2四半期から本システムを用いた実証実験を開始する。実証実験完了後にヒアリングを行い、令和9年度より本格稼働できるよう進める。

2 鉛製給水管更新事業について

鉛製給水管更新事業については、平成28年度から令和8年度を目途に鉛製給水管が一定規模で残存する中小規模団地の更新を計画的に実施している。

中小規模団地完了後は、市内各地に点在する鉛製給水管が対象となることから、更新の効率低下が予想される。このことから、点在する鉛製給水管更新の進め方について、計画的な取組が行えるように検討を行う。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

浄水施設課

I 課の事務概要

管理グループ

- ① 水道施設の運転管理の総括に関する事。
- ② 水道施設の水運用（停電時の対応を含む）に関する事。
- ③ 浄水統計に関する事。
- ④ 水道施設の構内取締に関する事。
- ⑤ 浄水管理センターの維持管理に関する事。
- ⑥ 課及び浄水整備推進室の一般庶務に関する事。

設備グループ

- ① 水道施設に係る拡張工事及び改良工事の設計、施工に関する事。（電気・機械）
- ② 浄水場、加圧、配水池等に係る計画に関する事。（電気・機械）
- ③ 水道施設の保全管理の総括に関する事。（電気・機械）
- ④ 遠方監視設備等の保全管理に関する事。

建設グループ

- ① 水道施設に係る拡張工事及び改良工事の設計、施工に関する事。 (土木・建築)
- ② 浄水場、加圧、配水池等に係る計画に関する事。 (土木・建築)
- ③ 水道施設の保全管理の総括に関する事。 (土木・建築)
- ④ 水道施設の用地管理に関する事。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

「湖都大津・新水道ビジョン（重点実行計画・中長期経営計画（経営戦略）」に掲げる施策方針に基づき、浄水場、加圧施設及び配水池の統廃合、計画的な更新並びに耐震化等を実施するとともに、適切な水道施設運転管理に努めることで、効率的かつ安全で安定した水道水の供給確保を目指す。

1 水道施設更新改良整備事業について

稼働中の浄水場、加圧・配水池施設および設備機器の多くが更新時期を迎えている中、施設の現状に応

じて事業費の縮減対策を検討し、老朽化設備等の計画的、効率的な更新改良、主要施設の耐震化工事並びに業務委託を実施する。

今年度の主な計画工事等は次のとおりである。

- (1) 真野浄水場脱水設備延命化 (R8～R9 債務負担)
- (2) 真野浄水場取水ポンプ更新
- (3) 真野浄水場薬品沈殿池掻寄機延命化 (R8～R9 債務負担)
- (4) 真野浄水場管理棟外壁改修工事 (R8～R9 債務負担)
- (5) 柳が崎浄水場次亜注入設備更新改良工事 (R7～R8 債務負担)
- (6) 柳が崎浄水場受変電設備更新改良工事 (R6～R8 債務負担)
- (7) 柳が崎浄水場取水ポンプ更新 (R8～R9 債務負担)
- (8) 柳が崎浄水場LED設備更新工事
- (9) 膳所浄水場電気設備延命化
- (10) 膳所浄水場機械設備延命化
- (11) 新瀬田浄水場急速ろ過池表洗管更新工事 (R8～R9 債務負担)
- (12) 新瀬田浄水場取水ポンプ更新

- (13) 新瀬田浄水場取水設備補助継電器盤コントローラ更新（R 8～R 9 債務負担）
- (14) 新瀬田浄水場フロック形成池等延命化工事（R 7～R 8 債務負担）
- (15) 八屋戸浄水場取水ポンプ更新
- (16) 八屋戸浄水場受電設備延命化
- (17) 池ノ内加圧設備改良工事（R 7～R 8 債務負担）
- (18) 坂本第一加圧設備改良工事（R 7～R 8 債務負担）
- (19) 加圧ポンプ更新（山田加圧、日吉台第二加圧、寺辺加圧）
- (20) 第2期遠隔監視子局更新整備工事（R 8～R 10 債務負担）
- (21) 石居配水池更新改良工事（耐震補強）
- (22) 新和邇中加圧施設新設工事実施設計業務委託
- (23) 国分配水池流入設備設置工事実施設計業務委託
- (24) 一里山配水池耐震診断業務委託
- (25) 水道事業現場技術業務

2 遠方監視施設整備事業について

平成15年から18年頃に整備した「遠方監視設備」の更新事業で、経済産業省、厚生労働省で整備を進められてきた「水道情報活用システム」を活用することで、さらなる水道事業の効率化を目指すこととしている。

令和8年度からは、平成18年度に設置した設備の更新整備工事に着手する。

3 水道施設の運転管理について

水道施設運転管理業務については、浄水場を含む水道施設の安定した運用を継続させるため、平成17年度から民間委託を開始し、平成29年度から薬品等の購入、関連業務を包含した包括的委託業務として実施しており、当該業務のモニタリングを通じて浄水場、加圧設備、配水池設備等の異常や不具合の早期発見に努め、適切な修繕等の保全管理を行い、設備の安全性の向上と延命化、維持管理コストの縮減を図り、清浄で安全な水道水を供給している。

現在の業務委託の状況は、次のとおりである。

委託業務の名称 真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 運転維持管理業務

履行期間 令和8年4月1日から令和17年度末までの10年間

委託料 90億7,390万円（R6～R17債務負担行為）

受託業者名 ウォーターエージェンシー・日吉・メタウォーター共同企業体

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 老朽化設備機器の保全管理について

膳所浄水場の各設備機器をはじめ、近年更新を計画している設備機器については、耐用年数を超過して使用している機器が多数存在し、突発的な不具合の発生に苦慮している状況である。今後も対応措置の検討を行い、リスク管理を徹底しながら保全管理に努めていく必要がある。

2 水道施設の運転維持管理業務について

令和8年度からウォーターエージェンシー・日吉・メタウォーター共同企業体により運転維持管理業務が行われている。モニタリングを強化するとともに、日々のミーティングを丁寧に行うなど、受託者と緊

密な連携を図りながら清浄で安全な水道水の供給に努めていく。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

浄水整備推進室

I 室の事務概要

- ① 民間事業者による水道施設の整備及び管理の推進に関すること。
- ② 浄水施設等の整備推進に関すること。

II 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

1 真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業について

令和7年1月17日に公募型プロポーザル方式による事業者選定実施公告を行った「真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業」（以下DBO事業という。）については、令和6年5月に委託契約を締結した「真野浄水場整備等における官民連携手法導入検討業務」を活用し、事業者選定手続きを予定どおりに進めた。

令和7年9月25日には、大津市浄水施設等整備・運営審査委員会より、大津市公営企業管理者宛に最優秀提案の答申を受け、同年10月1日には優先交渉権者を選定し、契約に向けての協議を進め、同年12月24日付けで、当該DBO事業の一連の事業契約の締結を終えた。

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業について

事業にかかるモニタリング（施工監理、委託監理等）に対し、必要な職員を複数配置し、ベテラン職員によるOJTを通じて、本市水道事業に必要な技術職員の育成、技術の継承を図る。

なお、事業の監理には、事業範囲が広範囲にわたり、担当部署も複数の所属が関係することから、各担当者は、当室の兼務職員として従事し、当室がDBO事業の統括を実施していく。

2 膳所浄水場の更新改良について

膳所浄水場については、湖都大津・新水道ビジョン記載のとおり、一部設備の更新を進めつつ、令和18年度には施設規模の縮小を計画している。

令和8年度は、膳所浄水場縮小更新事業基本設計業務委託を活用し、事業内容、事業範囲、事業費等の基本事項を定めていくとともに、発注方式等の発注準備も併せて実施し、令和10年度からの事業着手に向け、関係所属兼務職員の協力を得て事業を進めることを予定している。

3 新瀬田浄水場の更新改良について

令和7年度の局内プロジェクトにおいて複数の更新改良計画案を検討した結果を踏まえ、新瀬田浄水場更新改良基本検討業務委託を発注し、更新改良の方向性をさらに収斂し、精緻化していく。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の施行監理について

当該業務は、本市水道事業経営にとって重要な事業であり、局内調整はもとより、市議会への報告、外部関係者との調整、協議など、綿密なスケジュール管理、進捗管理を実施していく必要がある。

また、物価変動への対応については、債務負担行為の設定を行うことが必要となることから、物価動向に留意しつつ、補正予算の提出等必要な事務を行っていく。

2 水道システムの再構築について

浄水場の廃止や、規模の縮小については、水道システムの再構築として湖都大津・新水道ビジョンに掲げ、計画的に事業を実施している。令和7年度には、令和18年度を目標とした膳所浄水場を縮小する更新改良のあり方を定める基本設計業務委託を発注しており、事業を着実に進めていく必要がある。

また、今後の新瀬田浄水場の更新改良についても、基本検討業務委託を活用し、更新改良の方向性をさらに収斂させていく必要がある。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

水質管理課

I 課の事務概要

管理グループ

- ① 水源、原水、浄水(処理過程のものを含む。)及び給水栓水等の水質調査に関すること。
- ② 浄水処理技術に係る実験及び研究に関すること。
- ③ 浄水処理の水質に関する指導、助言及び支援に関すること。
- ④ 課の一般庶務に関すること。

検査グループ

- ① 水源、原水、浄水(処理過程のものを含む。)及び給水栓水等の水質試験に関すること。
- ② 水質に係る情報の収集及び統計に関すること。
- ③ その他水質試験に関すること。

II 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 水質検査業務について

お客様にお届けする水道水が水道法で規定される水質基準に適合し、常に安全で良質であることを確認する。また、5つの浄水場の原水、浄水等の処理過程の水質についても検査を実施する。

(1) 水道法にかかる検査

- ① 定期水質検査（第20条）・・・毎日検査：色、濁り、消毒の残留効果：毎日1回
基準項目検査：52項目検査：年4回、9項目検査：毎月1回
- ② 臨時水質検査（第20条）・・・水質基準に適合しない恐れがある場合に行う水質検査
- ③ 給水開始前検査（第13条）・・・水道施設の新・増設及び改造等に伴う給水開始前の水質検査
- ④ 検査請求による検査（第18条）・・・お客様からの問い合わせ等（検査請求）に伴う水質検査

(2) その他の水質検査

- ① 毎週検査・・・浄水処理過程、水道水の水質チェック
- ② 水質管理目標設定項目検査・・・水質管理上注意すべき項目の水質検査

2 水質検査受託業務について

水道事業の発展的広域化の一環として、隣接する水道事業者からの依頼に伴う水質検査を実施する。

- ① 栗東市からの受託・・・定期検査（基準項目検査、水質管理目標設定項目検査等）、随時検査
- ② 草津市からの受託・・・随時検査

3 水道G L P（水道水質検査優良試験所規範）の運用について

本市は、公益社団法人日本水道協会より水道G L Pの認定を受けている。今後も水道G L Pに基づいた水質検査を適切に実施し、検査結果の信頼性確保と検査技術の向上に努める。

4 水質管理業務について

水源から末端の水道水に至るまでの水質を確認し、浄水処理に関して助言を行うことにより水質管理の徹底を図る。また、かび臭発生時期に船舶による琵琶湖南湖の調査を行い、プランクトン藻類の出現状況やかび臭物質濃度の把握に努める。

5 水質検査計画の策定及び水質検査結果の公表について

水道水の安全性について広く市民の皆さまにご理解をいただくため、水質検査計画（年度開始前）、基準項目検査結果（検査終了後随時）及び水質試験年報（年度終了後）などを市ホームページに掲載し、周知に努めている。なお、PFOS及びPFOAについては、個別のページを設け、より迅速な結果の公表を行っている。

6 水質検査機能の充実について

分析機器の長期整備計画に基づき、計画的に機器更新を行う。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画 該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 PFOS及びPFOAの水質基準格上げへの対応について

PFOS及びPFOAについては、令和8年4月に水道法で定める「水質基準項目」へ格上げされた。

当課ではG L P 検査として実施する体制を既に整えているが、引き続き人材育成に努め、P F O S 及びP F O A 検査体制の充実を図る必要がある。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの
特になし

下水道計画課

I 課の事務概要

計画調整グループ

- ① 下水道事業に係る総合企画及び総合調整に関すること。
- ② 交付金及び県費補助等の事務に関すること。
- ③ 下水道事業の基本計画、長期計画の策定、都市計画決定及び事業計画に関すること。
- ④ 公共下水道の整備計画の策定に関すること。
- ⑤ 下水道総合地震対策計画、ストックマネジメント計画等の策定に関すること。
- ⑥ 雨水渠の計画策定に関すること。
- ⑦ 流域下水道の計画区域外流入の県との協議、申請に関すること。
- ⑧ 流域下水道使用承認申請に関すること。
- ⑨ 流域下水道建設負担金に関すること。
- ⑩ 大津市公共下水道事業終末処理場運営協議会その他の協議会等に関すること。
- ⑪ 公共下水道台帳の管理及び維持管理システムに関すること。
- ⑫ 大規模開発等の事業調整に関すること。

- ⑬ 開発事業、下水道法により新設された雨水渠に関する事。
- ⑭ 開発事業、下水道法により新設された管渠施設の検査に関する事。
- ⑮ 下水道業務継続計画（BCP）に関する事。
- ⑯ 課の一般庶務に関する事。

業務管理グループ

- ① 公共下水道に係る財産の統括管理に関する事。
- ② 公共下水道の整備に係る用地処理及び補償に関する事。
- ③ 公共下水道事業受益者負担金の賦課及び徴収に関する事。
- ④ 流域下水道使用承認申請に関する事。
- ⑤ 流域下水道接続点及び特定事業場等の調査・指導及び下水道の水質に関する事。
- ⑥ 公共下水道の供用開始に関する事。
- ⑦ 地元3会館関連他に関する事。
- ⑧ 水環境再生事業の推進に関する事。（雨水貯留浸透施設設置助成）
- ⑨ 下水道資産（汚水、雨水）の総括的管理に関する事。
- ⑩ 下水道施設（汚水、雨水）の占用許可及び更新に関する事。

⑪ 下水道用地（汚水、雨水）の賃貸借に関する事。

⑫ 排水設備設置義務免除許可事業者に関する事。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 下水道事業に関する連絡調整、予算管理等について

(1) 国、県等関係団体及び市関係課との連絡調整を行う。

(2) 下水道関係予算（社会資本整備総合交付金、県費補助等）の取りまとめ、要望、調整、執行状況、完了報告などの事務を行う。

2 大津市公共下水道事業終末処理場運営協議会について

大津市公共下水道事業終末処理場の建設及び運営について、地元住民から意見を聴取し、より良好な環境を整えるために、水再生センターにおいて毎年度、定例会を開催している。今年度は、地元住民に対す

る終末処理場再構築事業の報告を予定している。

3 下水道関係の計画策定、統計整理

(1) 大津市公共下水道事業計画変更業務

(2) 雨水管理総合計画変更業務

(3) 下水道事業の整備結果の統計的整理（整備区域、整備人口等）

(4) 大津市下水道維持管理システム保守

4 受益者負担金の賦課徴収について

下水道受益者負担金の適正な賦課徴収を引き続き行う。

5 下水道排出水質の監視等について

(1) 特定事業場の監視・指導

下水道使用事業場における水質監視、除害施設の設置指導を行う。

(2) 流域下水道接続点等における水質等の監視

流域関連公共下水道から流域下水道へ流入する下水について、滋賀県流域下水道接続等取扱要綱に基づき接続点での水質等の調査を実施する。

(3) 排水設備設置義務免除排水水質の監視等について

排水設備設置義務が免除された事業場から公共用水域へ排出される排水の水質監視を行う。

6 下水道資産等の総括管理について

ポンプ場用地や管路用地、下水道管渠などの下水道資産の総括的管理（財産的管理）を行う。

7 雨水貯留浸透施設の整備（雨水貯留タンク等の設置費用助成）

雨水貯留浸透施設設置助成事業を行う。

8 下水道BCPに基づく訓練の実施について

大津市下水道業務継続計画に基づき、各種訓練を関係機関と連携して実施し、職員の意識向上及びBCPの定着を図る。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画
該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの
下水道事業に係る国庫交付金の確保について

終末処理場再構築や下水道管渠の改築更新等、下水道事業を計画的に進めていくためには、国庫交付金の確保が最重要課題となっている。

については、引き続き、効果的な国県要望を実施し、国庫交付金の確保に努めていく。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの
特になし

下水道整備課

I 課の事務概要

北部整備グループ、南部整備グループ

- ① 下水道の管渠及び中継ポンプ場の工事の調査、測量、設計及び施工に関すること。
- ② 下水道施設の地震対策工事の調査、測量、設計及び施工に関すること。
- ③ 下水道管渠のストックマネジメント計画（雨天時浸入水対策含む）等に基づく改築更新に関すること。
- ④ 中継ポンプ場の施設整備、統廃合工事の調査、測量、設計及び施工に関すること。
- ⑤ 管路施設（汚水、雨水）の移設に関すること。
- ⑥ 合流式下水道の改善施設の整備に関すること。
- ⑦ 下水道の整備に係る補償に関すること。
- ⑧ 雨水渠の整備工事の調査、測量、設計及び施工に関すること。
- ⑨ 瀬田浦クリーク水質浄化事業に関すること。
- ⑩ 雨水渠施設の改築更新（調査、工事）等に関すること。
- ⑪ ウォーターPPPに関すること。

⑫ 課の一般庶務に関すること。

管渠管理グループ

- ① 管路施設（汚水、雨水、合流式下水道）の維持管理、補修に関すること。
- ② 管路施設（汚水、雨水、合流式下水道）の清掃・浚渫・点検及び調査に関すること。
- ③ 管路施設（汚水、雨水）の移設に関すること。
- ④ 下水道施設の法定点検に関すること。
- ⑤ 下水道法第16条に伴う公共汚水柵、取付管の現地検査に関すること。
- ⑥ 包括的民間委託に関すること。
- ⑦ ウォーターPPPに関すること。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 汚水管渠整備事業について

未整備地区の解消を図り、汚水管渠整備を引続き推進する。

令和8年度末見込み 下水道普及率98.6%

整備面積 0.3ha 管渠延長 0.8km

主な工事箇所

下阪本三丁目の管渠整備

坂本三丁目、坂本八丁目の管渠移設

2 下水道地震対策事業（管渠）について

平成30年度に策定した「大津市下水道総合地震対策計画」（Ⅱ期計画：平成30年度から令和9年度まで）及び令和7年1月に策定した「大津市上下水道耐震化計画」（Ⅰ期計画：令和7年度から令和11年度まで）に基づき耐震対策事業を進める。

主な工事概要

大津膳所北幹線耐震化工事（におの浜四丁目）（令和7年度繰越）管更生 L=152m

南大萱1号・2号幹線耐震化工事（大萱二丁目ほか）（令和7年度繰越）管更生 L=320m

南大萱1号幹線耐震化工事（大將軍三丁目ほか） 管更生 L=300m

3 下水道施設の改築更新事業（管渠）について

「大津市下水道ストックマネジメント計画」（Ⅱ期計画：令和6年度から令和10年度まで）に基づき、「雨天時浸入水対策」を含め、引き続き管渠改築事業を進める。

主な工事概要

下水道管渠改築工事（雄琴六丁目）（令和7年度繰越）	管更生	L = 225 m
下水道管渠改築工事（長等二丁目ほか）（令和7年度繰越）	管更生	L = 107 m
下水道管渠改築工事（長等二丁目）（令和7年度繰越）	取付管更生	N = 40箇所
下水道管渠改築工事（北比良）	管更生	L = 80 m
下水道管渠改築工事（本宮二丁目ほか）	管更生	L = 630 m
下水道管渠改築工事（石山寺二丁目ほか）	管更生	L = 100 m
下水道管渠改築工事（大石東五丁目ほか）	ます交換	N = 40箇所

4 雨水渠整備事業について

浸水被害の軽減を目的として、下水道事業計画に基づき、緊急かつ重要度の高い河川から計画的に雨水

渠の整備を実施する。

主な工事概要

湖南中部処理区 殿田川 $\phi 900$ mm 延長 160 m

5 下水道管渠の維持管理について

下水道管路施設については、管渠の老朽化や沈殿物の堆積等による管渠の閉塞を防止するため、包括的民間委託業務により点検・清掃作業を実施し、迅速かつ適切な管渠の維持管理に努める。

また、令和9年度からの次期契約に向け、積算単価の見直しや審査委員会での検討を進め、令和8年12月までにプロポーザル方式による業者選定及び契約事務を進める。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 雨天時浸入水（不明水）対策について

雨天時浸入水（不明水）は処理下水量の増大、公共用水域の環境汚染等の要因となり、特に、雨天時には、浸入水が各所での溢水を引き起こし、ポンプ場・処理場へ処理能力を超えた流入により処理機能が低下することから、下水道管理者にとって解決すべき重要な課題である。

このため、晴雨天時に流量計の設置や管内テレビカメラ調査等を実施し、発生エリアの絞り込みや不良箇所の特定制を行い、補修・管更生等による改善を図っていく。また、滋賀県と県下の市町により設立した不明水対策検討会において、県の流域下水処理場での対応等含め、県下一体での雨天時浸入水対策の実施に向けた協議を継続していく。

2 下水道管破損に起因する道路陥没等の対策について

令和7年1月、埼玉県八潮市にて発生した大規模陥没により、既設下水道管の健全性が注目されている。

令和7年3月、国から「2m以上の汚水管、雨水管の調査」について依頼があり、迅速な対応が必要となっている。本市の対象は雨水管のみで、令和7年10月に管内の調査診断を完了した。この調査で発見された緊急度Ⅰ及びⅡの区間における空洞調査を令和8年2月から5月末までの予定で進めている。令和8年度は、緊急度Ⅰの区間の改築・修繕工事を実施する。

また、令和7年3月、長等商店街での水道管ガス管の布設替え工事において、下水道管の人孔部破損に

起因する道路下の空洞化が確認された。これについては抜本的な修繕工事を緊急工事として対応した後、水道ガス工事区間の詳細調査を行い、現在、不具合が確認された老朽取付管及び本管の管更生工事を実施している。令和8年3月には道路管理者と調整し、空洞化調査を実施したが空洞は確認されなかった。引き続き水道・ガス布設替え工事を年次的に予定しているため、同区間の下水道取付管や本管等の劣化を確認し、必要な改修を水道ガスと連携しながら計画的に進める。

3 技術の習得・維持向上について

安心、安全で安定し持続可能な下水道施設の維持管理をする上で最も重要なのは、職員の専門的技術の習得・維持向上であり、現場でのOJTを引き続き実施し、職員のレベルアップを図るとともに、企業局人材育成計画及び職員研修計画に基づいた集合研修やスキルマップを活用して技術の確保に努める。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

水再生センター

I 課の事務概要

施設管理グループ

- ① 終末処理場及びポンプ場の維持管理に関すること。
- ② 終末処理場の水質管理に関すること。
- ③ 汚泥共同処理に係る関係機関との協議、調整及び支出処理等に関すること。
- ④ 終末処理場及びポンプ場の利活用に関すること。
- ⑤ 下水処理技術の実験及び研究等に関すること。
- ⑥ 課の一般庶務に関すること。

施設整備グループ

- ① 終末処理場及びポンプ場の整備計画に関すること。
- ② 終末処理場及びポンプ場の調査、設計及び工事等の施行に関すること。
- ③ 開発事業のポンプ場に関する協議、指導及び検査等に関すること。

再構築推進グループ

- ① 終末処理場の水処理施設再構築計画に関すること。

② 終末処理場水処理施設再構築事業に係る調査、設計及び工事等に関すること。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 終末処理場及びポンプ場の運転管理について

大津終末処理場及び中継ポンプ場については、平成19年度より安定した運転と効率的な維持管理を目的に包括的業務委託を行っているところであり、発注者として要求水準書において管理目標の達成率を定め、適切にモニタリングを行っている。なお、現行の業務委託契約が令和9年3月末で終了することに伴い、令和9年4月から引き続き次期包括的業務委託（5か年）を実施する必要があることから、今年度は業者選定の手続き及び契約締結に関する業務を行う。

2 終末処理場及びポンプ場の整備事業について

「大津市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、国の交付金を活用し、大津終末処理場及び中継ポンプ場の機器の改築更新を行い、予防保全と長寿命化を進めていくとともに、経年により能力が低下し

ている大津終末処理場及び中継ポンプ場の設備機器について、経済的かつ効果的な修繕を行い、機能回復を図っていく。

3 大津終末処理場水処理施設再構築事業について

昭和44年に供用を開始して以来、57年が経過している大津終末処理場は、水処理施設の老朽化が著しく進行し、耐震性能不足であることに加え、琵琶湖の水質保全に必要な窒素除去の高度処理化が一部図れていないことから、令和4年度より建て替えによる水処理施設の再構築に取り組んでいる。再構築事業は、令和6年度に新水処理施設の規模や再構築手順、概算事業費について見直しを行った「大津終末処理場水処理施設再構築計画」に基づき実施している。

再構築事業は、将来の人口減少に伴う流入量変動に対応できるよう全体を第0期から第4期に分け、約28年間にわたって段階的に実施する計画としており、昨年度に引き続き、第1期の新1系水処理施設の建設（工事）を実施する。なお、今年度は当該建設工事の最終年度であることから、昨年度に実施した物価スライド条項に基づく協議の結果を踏まえ、スライド変更契約を行う。

また、今年度末に完成する予定の第1系水処理施設（MBR方式）は、大津終末処理場として初めてとなる水処理方法の施設となることを踏まえ、新施設が完成する令和9年4月から、処理能力・性能を安定的に満足するかの評価検証及び運転管理について指導・助言することを目的とする「運転管理支援業務」

を開始するため、当該業務の契約締結に関する業務を行う。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

大津終末処理場の水処理施設再構築事業について

水処理施設の再構築事業の工事期間は令和4年度から令和31年度までの約28年程度と長期間になる見込みであるため、新施設の建設については、将来的な人口減少等に伴う下水道全体計画及び下水道事業計画の処理施設能力見直しなど社会情勢の変化に対応できるよう、水処理施設の再構築計画について適時の見直しを行いながら、段階的に整備していく必要がある。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

ガス計画整備課

I 課の事務概要

計画調整グループ

- ① ガス事業に係る総合企画及び総合調整に関すること。
- ② ガス事業計画の策定に関すること。
- ③ ガス供給施設に関する企画及び調査に関すること。
- ④ ガス事業に係る資格管理及び研修教育に関すること。
- ⑤ ガス事業に係る災害対策及び復旧計画に関すること。
- ⑥ 外管工事資格に関する教育及び試験に関すること。
- ⑦ 課の一般庶務に関すること。

建設グループ

- ① ガス導管整備事業に係る工事の設計及び施工に関すること。
- ② ガス供給申請に係る本支管の工事の調整、設計及び施工に関すること。

改良グループ

- ① 経年ガス導管の改良工事に係る設計及び施工に関すること。

- ② 局のガス事業以外の事業に起因するガス導管（内管を除く。）の移設工事に係る設計及び施工に関するすること。
- ③ ガス導管の撤去に係る工事の設計及び施工に関するすること。
- ④ ガス導管に近接する水道事業の工事の受付、協議、立会及び巡回に関するすること。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 大津市ガス事業中長期経営計画の推進について

「大津市ガス事業中長期経営計画」に基づき、供給区域内の未供給地域の主要路線整備を行い、都市ガスの普及を図る。また、広範囲に安定したガス供給を確保するため、双方向からのガス供給（ループ化工事）を実施するべく中圧ガス導管の整備を行う。

開発事業に伴う供給申請など、新たなガス需要に対しても各申請に応じたガス導管の整備を行う。

さらに、計画的にガス導管網の耐震化整備を行う。

2 今年度の事業計画について

(1) 未供給地域のガス導管整備

整備地区 和邇地区（和邇高城ほか）

事業内容 低圧ガス導管 200A L = 120m

低圧ガス導管 100A L = 355m

(2) ループ化に伴うガス導管整備

整備地区 青山四丁目ほか（施工中）

事業内容 中圧ガス導管 150A L = 890m

(3) 供給申請に伴うガス導管整備（市内一円）

事業内容 低圧ガス導管 50A～300A L = 5,400m（予定）

(4) 耐震性ガス導管網整備

改良地区 長等二丁目ほか

事業内容 ガス型継手鋳鉄管（低圧ガス） 100A～200A L = 150m

改良地区 千町一丁目ほか

事業内容	SE継手被覆鋼管（低圧ガス）75A	L=260m
(5) 経年管改良		
改良地区	石山寺三丁目	
事業内容	アスファルトジュート巻鋼管（中圧ガス）300A	L=420m
改良地区	一里山三丁目ほか	
事業内容	GM型継手鋳鉄管（低圧ガス）100A~200A	L=1,110m
改良地区	月輪四丁目ほか	
事業内容	SGM継手被覆鋼管（低圧ガス）50A~75A	L=750m

3 他工事に伴うガス管移設事業について

道路や河川などの公共工事及び民間工事で支障となるガス管の移設工事を水道工事と共同で実施することにより、効率的にガス供給の確保を図っていく。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 ガス供給ブロックの細分化について

大規模地震時にガス供給を安全に継続するため、ガス導管網のブロックを構築しているが、南海トラフ地震の発生確率の上昇や他都市でのガバナ事故による供給停止を踏まえ、適切な規模で細分化するための検討を行う。

2 外管工事資格者（ガス工事従事者）のレベルアップ対策について

現行制度では、外管工事士、外管責任技術者共に、資格更新を一律で実施しているが、資格毎に期待される専門知識が異なることから、技能重視の外管工事士と、現場判断、安全知識重視の外管責任技術者の講習内容に変更し、各専門知識に精通した資格者の育成を図っていく。

また、ガス工事従事者全体のレベルアップについて、ガス工事の経験が浅い従事者を対象とした資格を新たに設ける等、レベルに応じた資格制度を確立し、技能の向上を図る。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

ガス管理課

I 課の事務概要

保安グループ

- ① 大津市ガス特定運営事業等における附帯業務（ガスの内管漏えい検査業務）の管理、調整に関すること。
- ② 需要家保安に関すること。
- ③ 需要家保安に係る教育及び資格に関すること。
- ④ 経年埋設内管対策に関すること。
- ⑤ 業務用無線設備及び移動式ガス発生設備の維持管理に関すること。
- ⑥ ガス施設に係る災害対策及び教育訓練に関すること。
- ⑦ ガス導管（内管は除く。）の占用許可申請及び用地管理に関すること。
- ⑧ 課の一般庶務に関すること。

供給管理グループ

- ① 大津市ガス特定運営事業等における附帯業務（ガス施設の点検・ガスの緊急保安・修繕業務等）の管理、調整に関すること。

- ② ガス整圧器及び電気防食施設の改良工事の設計、施工及び維持管理に関すること。
- ③ ガバナ遠隔監視制御システムの維持、運用に関すること。
- ④ 液化石油ガス発生設備の維持管理に関すること。
- ⑤ ガス導管（内管は除く。）の維持管理に係る巡回及び点検、並びに補修に関すること。
- ⑥ ガス修繕業務等に係る舗装本復旧に関すること。

他工事グループ

- ① 送・配・給水管に近接する水道事業以外の工事（ガス事業を除く）の受付、協議、立会及び巡回に関すること。
- ② ガス導管に近接するガス事業以外の工事（水道事業を除く）の受付、協議、立会及び巡回に関すること。
- ③ 公共下水道管渠に近接する本市の下水道事業以外の工事の受付等に関すること。
- ④ 他工事に伴う緊急措置に関すること。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 需要家ガス設備の保安管理について

- (1) 安全点検 約29,110件(下阪本学区～逢坂学区)
- (2) 経年埋設内管の改善推進 補助金利用40件/年
- (3) 経年埋設内管改善促進のための補助金制度拡充

2 ガス導管漏えい検査について

ガス導管の漏えい検査を計画的に実施し、ガス漏えいの早期発見による保安の確保とガス事故の未然防止に努める。

- ・ 中圧B、低圧路線 L = 334 km ※1,336 kmを4年間で1巡
- ・ 中圧A路線 L = 51 km ※毎年実施
- ・ ガス型・白ガス鋼管路線 L = 5 km ※毎年実施

3 供給施設の整備、点検、更新について

ガス供給施設の整圧器、中圧バルブ、電気防食施設の定期点検の実施と、「ガバナ遠隔監視制御システム」での整圧器作動状況等の一括管理により、ガス事故の未然防止と事故や災害時の迅速な対応を図る。

また、中圧ガス導管防食設備更新については、対応年数の目安である20年以上、ガス整圧器更新については、50年以上を経過したものを順次更新する。

- ・ ガバナ分解整備 14か所
- ・ 中圧バルブ等整備点検 851か所
- ・ 外部電源装置設置（玉野浦） 1基
- ・ ガス整圧器改修事業（美空） 1基
- ・ ガバナ遠隔監視システム更新事業（子局） 16か所

4 災害対策について

企業戦略・危機対策室と密に連携を図り、災害及び事故対応を迅速に行えるよう訓練を実施する。

- ・ 大阪ガスネットワーク(株)と合同での大津幹線緊急初期活動訓練
- ・ 特定地下室等におけるガス漏れ初動訓練

5 企業局保安センターの運営管理について

大津市ガス特定運営事業等に係る附帯業務を実施する企業局保安センターの運営管理及び調整・連携を強化し、モニタリングによりガスの更なる保安向上と安定供給に努める。

（月例報告会/毎月、四半期事業報告会4回/年、年度事業報告会1回/年）

6 他工事受付業務のデジタル化について

他工事（主に他事業者が上下水道、ガス施設に近接して実施する工事を指す。）受付業務については、時間や場所にとらわれずに申請が可能となるよう、企業局DX戦略に基づき令和6年4月よりWEB申請による受付業務の運用を開始し、令和7年度には、利用率100%に達した。

令和8年度については、水道・ガス・下水道の他工事一括での受付・回答機能を維持しつつ、最適な他工事管理ができるよう、各事業部への業務分担と、それに合わせた他工事受付・回答システムの改修等の検討を進める。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 安全点検システムのオンライン化について（課題）

大津市ガス特定運営事業等附帯業務で、びわ湖ブルーエナジー(株)が実施しているお客様宅内のガス内管ガス漏れ検査及びガス消費機器調査に必要な基礎情報について、データの損失や個人情報・点検情報の

漏えいリスクを回避するため、点検用モバイルパソコンを、オンラインのクラウド環境下で運用することにより、事務の効率化と情報の安全性を確保する。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

該当なし

4 参 考 資 料

令和7年度水道事業実績

項 目		実 績
行政区域内人口	人	342,655
給水区域内人口	人	341,960
給水人口	人	341,866
給水戸数	戸	166,025
給水区域内普及率	%	99.97
1日最大配水量 (A)	m ³	116,594
1人1日最大配水量	m ³	0.341
年間配水量 (B)	m ³	39,176,556
1日平均配水量 (C)	m ³	107,333
1人1日平均配水量	m ³	0.314
年間有収水量 (D)	m ³	37,139,041

項 目		実 績
1日平均有収水量	m ³	101,751
1人1日平均有収水量	m ³	0.298
有収率 (D / B)	%	94.8
負荷率 (C / A)	%	92.1
生活用原単位	ℓ/ 日・人	241

令和7年度下水道事業実績

項 目		実 績
処理区域面積	ha	5,818.0
行政区域内人口	人	342,655
計画区域内人口	人	341,815
処理区域内人口（A）	人	337,704
水洗化人口（B）	人	332,402
行政区域内人口普及率	%	98.6
水洗化率（B/A）	%	98.4
下水道有収水量	m ³	36,676,941
大津公共		11,983,515
湖南中部		11,410,989
湖 西		12,813,844
藤尾公共		468,593

令和7年度ガス事業実績

項 目		一般ガス導管事業
行政区域内人口	人	342,655
供給区域内人口	人	325,234
供給区域内戸数（A）	戸	152,112
託送供給戸数（B）	戸	103,698
供給区域内使用率（B／A）	%	68.2
1日最大受入ガス量	m ³	504,210
年間受入ガス量	m ³	127,430,892
1日平均受入ガス量	m ³	349,126
年間払出ガス量	m ³	131,669,422
1日平均払出ガス量	m ³	360,738

主要施設一覧

1 企業局研修センター

大津市晴嵐一丁目8番38号

鉄筋コンクリート造 3階建て 延床面積854.3㎡

実習室 研修室 会議室 等

2 水道施設

(1) 浄水場 5か所

(施設能力)

八屋戸浄水場 5,200㎥/日

真野浄水場 45,000㎥/日

柳が崎浄水場 45,000㎥/日

膳所浄水場 48,800㎥/日

新瀬田浄水場 37,500㎥/日

(2) 配水池 65か所

(主要配水池)	(容 量)
比良配水池	2, 100 m ³
木戸高区配水池	1, 260 m ³
真野配水池	11, 460 m ³
山上配水池	21, 000 m ³
茶臼山配水池	5, 200 m ³
一里山配水池	20, 000 m ³

(3) 管路

送水管	16 km
配水管	1, 541 km

(4) 加圧施設 67か所

3 下水道施設

(1) 終末処理場	4か所	(計画水量)
水再生センター		88, 400 m ³ /日

(京都市石田水環境保全センター) 126,000 m³/日

(滋賀県湖南中部浄化センター) 294,500 m³/日

(滋賀県湖西浄化センター) 52,500 m³/日

(2) 管渠延長

管 渠 1,598.5 km

(3) 中継ポンプ場 142か所

4 ガス施設

(1) 導管延長

本支管 1,340 km

(2) ガス整圧器

地区整圧器 60施設

中圧A整圧器 11施設

(3) 液化石油ガス販売事業

1地点群 (外畑団地)

5 大津市企業局出資会社

(1) 株式会社 大津ガスサービスセンター

設 立 平成5年6月

店舗所在 本 店 大津市坂本三丁目15番18号

瀬田店 大津市大江四丁目18番16号

(2) 株式会社 パイプラインサービスおおつ

設 立 平成12年6月

店舗所在 大津市松山町9番12号

(3) びわ湖ブルーエナジー 株式会社

設 立 平成30年11月

店舗所在 大津市京町二丁目5番10号 大津神港ビルディング2階